

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。【注意】税金の免除ではありません。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

・ 6月30日又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

杉戸町税務課徴収担当 0480-33-1111

1 手続き

①杉戸町税務課徴収担当まで連絡をお願いします。

猶予申請をされる本人から連絡をお願いします。(電話、郵送等の連絡も可能です。)

②申請に必要な書類を入手する。

杉戸町ホームページ、窓口、郵送等で入手可能です。

③申請書、書類の提出 ※郵送による提出が可能です。(郵送費用は申請者負担です。)

猶予金額が100万円超	猶予金額が100万円以下
①徴収猶予の特例申請書	①徴収猶予の特例申請書
②猶予該当の事実を証する書類	②猶予該当の事実を証する書類
③財産目録	③財産収支状況書
④収支の明細書	

「②猶予該当事実を証する書類」⇒提出困難な場合は聴取で確認させていただきます。

- ・事業収入の減少等の事実を証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)
- ・一時納付・納入が困難な事実を証する書類(預金通帳、現金出納帳等)

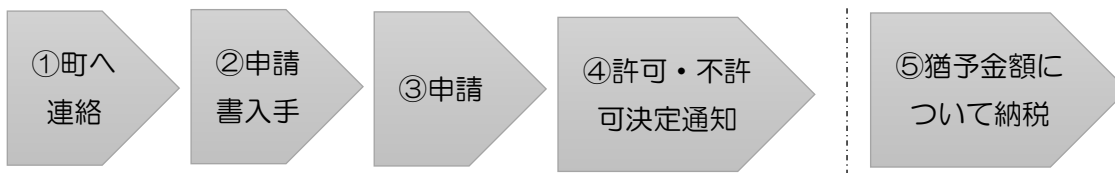
※申請内容に不備がある場合は、補正をお願いすることになりますので、速やかな対応に御協力くださいますようお願いいたします。

④徴収の猶予の許可・不許可の決定通知

(申請から最長2週間程度かかります)

⑤分割納付を希望する場合は、猶予期間中に計画的に納税を行う。

できる限り猶予期間中の計画的な納税をお願いします。



2 特に注意をしていただきたい点

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税が対象です。
(例) 町県民税 ⇒令和2年度1期～3期
固定資産税 ⇒令和元年度4期、令和2年度1期～3期
国民健康保険税 ⇒令和元年度8期、令和2年度1期～6期
- ・申請期限は、令和2年6月30日またはそれぞれの納期限のいずれか遅い方です。
- ・申請は、原則として期別ごとの申請が必要です。

問合せ先 杉戸町税務課 徴収担当
〒345-8502 杉戸町清地 2-9-29 0480-33-1111